

2007年10月9日  
岐阜地方検察庁御中

## 告 発 状

岐阜県山県市洞田523番地

被告発人 横山善道

岐阜県山県市東深瀬1421-2

被告発人 村瀬隆彦

岐阜県山県市平井74番地

被告発人 宮田軍作

岐阜県山県市掛208番地

被告発人 村橋安治

岐阜県山県市高富1547番地

被告発人 武藤孝成

岐阜県山県市西深瀬208-1 告発人 寺町知正

岐阜県山県市伊佐美156 告発人 長屋正信

岐阜県山県市■■■■■ 告発人 ■■■■■

告発人代表 寺町知正

(連絡先) Tel/fax 0581-22-4989 携帯 090-・・

## 告発の趣旨

被告発人らの行為は、詐欺（刑法第246条第1項）に該当すると思料するので、速やかに、厳重に処罰されたく告発する。

## 告発事実

1. 被告発人らは、2004年に執行された岐阜県山県市議会議員選挙の候補者であり、いずれも山県市議会議員に当選した。いわゆる選挙公営制度（「山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」（平成15年山県市条例第17号）第2条）を利用して選挙運動用ポスター費用の名目で金員を詐取するべく、印刷業者らとともに詐欺行為を行った。

（1）被告発人横山善道は、2004年4月ごろ、真実は、8万円程度であるにもかかわらず、「ヨツハシ印刷」（岐阜市黒野南）との間で代金36万8550円で選挙公営制度の対象となるポスターを作成することを内容とする契約書を作成し、

被告発人横山善道は、2004年4月ごろ、山県市選挙管理委員会に対し、ヨツハシ印刷との間で上記契約を締結した旨を記載した「契約届出書」および上記契約書を提出し、

ヨツハシ印刷は、2004年4月ごろ、山県市長に対し、正当な請求であるかのように装い、被告発人横山善道の選挙運動に係わるポスター作成費用として36万8550円を請求し、同人をしてその旨偽囃させ、よって、後日、ヨツハシ印刷の預金口座に振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

(2) 被告発人村瀬隆彦は、2004年4月ごろ、真実は、19万円程度であるにもかかわらず、「三工印刷」(岐阜市三輪)との間で代金36万9900円で選挙公営制度の対象となるポスターを作成することを内容とする契約書を作成し、

被告発人村瀬隆彦は、2004年4月ごろ、山県市選挙管理委員会に対し、三工印刷との間で上記契約を締結した旨を記載した「契約届出書」および上記契約書を提出し、

三工印刷は、2004年4月ごろ、山県市長に対し、正当な請求であるかのように装い、被告発人村瀬隆彦の選挙運動に係わるポスター作成費用として36万9900円を請求し、同人をしてその旨偽罔させ、よって、後日、三工印刷の預金口座に振入金させ、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

(3) 被告発人宮田軍作は、2004年4月ごろ、真実は、10万円程度であるにもかかわらず、「エーマウス」(岐阜市鷺山)との間で代金36万8550円で選挙公営制度の対象となるポスターを作成することを内容とする契約書を作成し(契約全体はポスター200枚の作成代金として54万6000円、そのうち公営制度対象のポスター135枚の作成代金は36万8550円)、

被告発人宮田軍作は、2004年4月ごろ、山県市選挙管理委員会に対し、エーマウスとの間で上記契約を締結した旨を記載した「契約届出書」および上記契約書を提出し、

エーマウスは、2004年4月ごろ、山県市長に対し、正当な請求であるかのように装い、被告発人宮田軍作の選挙運動に係わるポスター作成費用として36万8550円を請求し、同人をしてその旨偽罔させ、よって、後日、エーマウスの管理する預金口座に振入金させ、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

(4) 被告発人村橋安治は、2004年4月ごろ、真実は、13万円程度であるにもかかわらず、「ヨツハシ印刷」(岐阜市黒野南)との間で代金29万7675円で選挙公営制度の対象となるポスターを作成することを内容とする契約書を作成し、

被告発人村橋安治は、2004年4月ごろ、山県市選挙管理委員会に対し、ヨツハシ印刷との間で上記契約を締結した旨を記載した「契約届出書」および上記契約書を提出し、

ヨツハシ印刷は、2004年4月ごろ、山県市長に対し、正当な請求であるかのように装い、被告発人村橋安治の選挙運動に係わるポスター作成費用として29万7675円を請求し、同人をしてその旨偽罔させ、よって、後日、ヨツハシ印刷の預金口座に振入金させ、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

(5) 被告発人武藤孝成は、2004年4月ごろ、真実は、5万円程度であるにもかかわらず、「日本印刷」(本巣市海老)との間で代金19万8450円で選挙公営制度の対象となるポスターを作成することを内容とする契約書を作成し、

被告発人武藤孝成は、2004年4月ごろ、山県市選挙管理委員会に対し、日本印刷との間で上記契約を締結した旨を記載した「契約届出書」および上記契約書を提出し、

日本印刷は、2004年4月ごろ、山県市長に対し、正当な請求であるかのように装い、被告発人武藤孝成の選挙運動に係わるポスター作成費用として19万8450円を請求し、同人をしてその旨偽罔させ、よって、後日、日本印刷の預金口座に振入金させ、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

2. 被告発人横山善道、同村瀬隆彦、同武藤孝成は、上記にかかる自らの責任を認めて2007年6月15日に岐阜県庁県政記者クラブで記者会見を行った(資料-1~5)。被告発人宮田軍作は、上記にかかる自らの責任を認めて同6月29日に山県市平井の自宅において記者会見を行った(資料-6)。被告発人村橋安治は、上記にかかる自らの責任を認めて同7月12日に山県市役所において記者会見を行った(資料-7)。

3. 山県市長は、弁護士3名による調査委員会を設置、被告発人ほか選挙公営制度利用候補者全員と契約事業者らから聴取等した結果の報告書を公表した。被告発人らの詐欺行為を認定、社会的責任が厳しく断罪され(資料-8)、不正請求額も認定された(資料-9)。

## 告発に至る事情

1. 被告発人らは、有権者の投票を得て公職につくという公正な選挙に関して、地方公共団体及び選挙管理委員会はむろん、有権者をだました。他方で、選挙公営を適法に利用して選挙に取り組んだものの落選した候補者もいる。被告発人らは、3年にわたって公職を続け、上記事態が明らかになってのち、自らの行為を認めた。それにもかかわらず、刑事処分されないことは有権者としても納税者としても許しがたい。市民の遵法意識もそぐ。

2. 訴外吉田茂広は2007年8月6日、同渡辺政勝は同8月31日、被告発人らと同様の自らの行為の社会的責任をとって市議会議員を辞職した。他方で、同様の事情を認めた被告発人らが議員を辞職していないことが均衡を著しく失っているのは明白である。

3. 被告発人横山善道が岐阜県から、他の被告発人らが山県市から、いまだに、多額の報酬等を受領し続けていることは、著しく社会的公正を欠き、国民の納税意欲をそぐ。

4. 山県市長が本件に関して告訴・告発をしない理由あるいは刑事処分を求めない理由として、被告発人らがいわゆる市長与党として市長選挙の超有力な支援者であり、被告発人らの市議会議員選挙においては「推薦者山県市長平野元」と表示した政治活動用ビラ(資料-第10)を配布し宣伝して歩いた等の特別な関係性や事情の存在が強く推測される。

5. 住民の代表たる者が、本件のような詐欺行為を経て公職に就きつつ、発覚後も現職として在任することは、政治不信を募らせるものでこれ以上放置できない。

私たちは、選挙に関して詐欺等をした当事者は刑を科されるべき、かつ、速やかに公職を辞すべきとの強い憤りを持つ多くの市民の声、有権者の声を代弁してここに告発する。

### (添付書類)

資料-第1~5 2007年6月16日付け中日、岐阜、朝日、毎日、読売新聞

資料-第6 同6月30日付け新聞各紙

資料-第7 同7月13日付け新聞各紙

資料-第8 同7月30日付け山県市の調査委員会の報告書

資料-第9 同8月3日付け山県市の公表した不正請求の認定額

資料-第10 本件山県市議選での政治活動用ビラ(被告発人村瀬隆彦分) 以上